

個別避難計画の取扱い

陸前高田市防災局防災課



1 個別避難計画作成の取組みの現状

- 現在、災害対策基本法の規定に基づき、福祉課と連携しながら、避難行動要支援者名簿を作成している。
- 避難行動要支援者の避難支援につきましては、要支援者の状況や地域の実情など、様々な環境に合わせた取組を行うことが重要
- 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、福祉課と連携しながら、個別避難計画の作成に着手している。避難支援者の確保や支援体制の構築に多くの時間を要する等の課題を抱えている。
- 12月1日現在の当市の避難行動要支援者名簿登載人数は、212名(内訳:要介護認定者43名、障がい者154名、その他15名、212名のうち津波災害警戒区域居住者51名)、個別避難計画作成者数は6名(うち津波災害警戒区域居住者2名)となっている。

2 個別避難計画作成を進める上での課題

- 津波災害時における避難支援において、支援者は、浸水区域の中におり自らの避難と併せて、要支援者の自宅に立ち寄り、避難の支援を行うこととなる。浸水区域の外から、あえて浸水区域内に入り、要支援者の自宅に駆け付け、避難支援は行わない。このことから、日中における支援者は要支援者の近隣に滞在（勤務）する者を探すことが必要となるため、マッチングすることが難しい状況である。
- 事例の方は、移動機能障害があり、最寄りの指定緊急避難場所（この場所へ行くのは階段のみ）へ避難するためには、介助者が必要となる。または、別の避難所へ行くためには、自動車による避難が必要となる。